

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	25 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	52 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	35 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、結婚前は母にお金を渡して国民年金保険料を納付してもらっていたが、結婚後は、元夫の自営業が順調で収入が多かったため、しばらく元夫は国民年金に頼る気がなく、私たち夫婦は別々に会計をやりくりしていたので、私は自身の保険料だけを納付していた。

私は、結婚前、A市の実家に来ていた集金人に、結婚して近所に転居する旨を伝えたところ、集金人が「そっちへ行きますよ。」と言ってくれたのを覚えている。

申立期間が未納とされているので、納付記録がないかよく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、結婚した昭和48年11月に国民年金の住所変更手続きが行われていることが確認できるほか、申立人は、転居前における集金人とのやりとりを具体的に記憶しており、その内容に不自然さはない上、転居後も引き続き、申立期間直前まで国民年金保険料を納付している。

また、申立人は、申立期間中において、住所変更を行っておらず、生活状況等にも特段の変化はなかったと陳述している。

さらに、申立期間は12か月間と短期間である上、前後の期間は国民年金保険料の納付済期間であることなどを踏まえると、申立人が、申立期間の保険料を納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から同年 12 月まで

私は、昭和 48 年末頃に A 県に転居後、私の国民年金の加入手続を行った。加入当時、年金手帳は無く、集金人に国民年金保険料を納付し、納付時には、国民年金保険料領収票に押印してもらった。50 年春頃に新しい集金人になって以降も定期的に保険料を納付した。

最近になり、年金記録を確認すると、申立期間は未加入期間とされていることが分かった。私が所持する国民年金手帳の昭和 49 年度の検認記録欄に申立期間の検認印は無いものの、私は、同年度から 51 年度までの国民年金保険料領収票（1 枚）を持っており、それには申立期間の領収欄に「納」と押印があるので、申立期間の国民年金保険料は納付したと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 県 B 市（現在は、C 市）作成の国民年金保険料領収票（1 枚）を見ると、申立期間を含めた昭和 49 年 4 月から 50 年 4 月までの領収欄に「納」の押印、同年 5 月から 51 年 10 月までの領収欄には集金人と思われる者の認印が押されていることが確認できるところ、B 市は、「納」は保険料納付を意味していたとしている。

また、上記領収票には、申立人の同一市内転居後の住所地と「昭和 50 年 5 月から納めてください」との記載があることが確認できることから、申立人の転居に伴い、新たな住所地で当該領収票が発行されたことがうかがえ、B 市は新しい領収票を発行する際には、納付記録を確認した上で発行していたとしている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

国民年金の加入手続については、いつ頃、どこで行ったか定かではないが、国民年金保険料はいつも夫婦二人分を私が納めていた。特に A 市に住んでいた頃は、自宅に集金人が来ていたことを覚えている。保険料を納めるのは必ずいつも夫婦二人分だったのに、私の分だけ 4 年間未納とされていることは納得できない。私の年金の納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と連番で払い出されており、申立期間直後の昭和 40 年 4 月以降は夫婦共に国民年金保険料の未納がなく、申立人の夫の厚生年金保険の切替えに伴う第 3 号被保険者への切替手続も適切に行われていることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる上、夫婦二人分の保険料は一緒に納付されていたと考えても不自然ではない。

また、申立人の夫の特殊台帳を見ると、申立期間と一致する期間に係る国民年金保険料が、昭和 50 年 12 月 11 日に特例納付されていることが確認でき、申立人についても申立期間は特例納付が可能であった。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳には、申立人の氏名が誤って記載されており、昭和 61 年 4 月 8 日になって初めて記録が訂正されていることから、特例納付を行ったとする時期において、申立人の氏名が適正に管理されておらず、申立人の納付記録に誤りが生じた可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで  
② 平成6年2月から8年3月まで

国民年金の加入について、時期は定かではないが、結婚後1年もたたない時期に、私自身が、A市役所で加入手続をしたと思う。

手続後は、定期的に自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間①については、私の加入手続の際に、過去2年間の国民年金保険料も遡って納付できることを教えてもらった。

しかし、その際、夫についても、過去に未納期間があり、合わせて納付を勧められたが、夫婦二人分の2年間の国民年金保険料を納付するのは経済的に苦しかったので、窓口で相談の上、夫婦共に過去1年間分のみ納付することとした。金額は夫婦二人合わせて、1万数千円ぐらいであったと思う。

その後、しばらくして、複写式の2枚の納付書が送付されてきたので、自宅近くの郵便局で納付したことは間違いない。

申立期間②については、夫の国民年金保険料は納付済みとなっていることからみて、私の分のみ未納となっているのは考えられない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和46年1月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、48年6月30日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である

(なお、被保険者資格の取得日については、平成 22 年 9 月 17 日付けで、昭和 47 年 3 月 26 日に記録が訂正されている)。

また、オンライン記録を見ると、納付記録の始まる昭和 48 年 4 月以降の国民年金被保険者期間の国民年金保険料について、申立期間を除き未納は無く、申立人の国民年金に関する意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間①について、申立人は、i) 加入当初に、窓口担当者から、制度上は夫婦共に過去 2 年分の国民年金保険料を遡って納付できると言われたものの、経済的に苦しく、1 万円を超える程度の金額であれば納付できるとして、担当者と相談の上、過去 1 年分のみ納付することとしたこと、ii) 後日、複写式の納付書が 2 枚送付されて、夫婦二人分合わせて、1 万数千円を郵便局で納付したことについて、具体的に陳述しているところ、昭和 47 年度 1 年分の保険料額は夫婦二人分で 1 万 2,600 円であり、金額がおおむね一致し、また、過年度保険料の納付方法も当時の制度状況と符合しており、不自然さはない。

これらのことから、国民年金に関する意識の高い申立人が、加入当初に過年度納付が可能であり、また、短期間でもある申立期間①の国民年金保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

一方、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、申立人自身が夫婦二人分を一緒に納付していたとしているところ、オンライン記録を見ると、当該期間直後である平成 8 年度分については、申立人は前納している一方、申立人の夫は毎月納付しているなど、納付日は必ずしも一致せず、夫婦二人分を一緒に納付していたとする陳述内容と符合しない。

また、オンライン記録を見ると、申立期間②の前の期間について、平成 10 年 4 月 3 日に、5 年 1 月 29 日付け厚生年金保険被保険者資格の取得、6 年 2 月 26 日に同資格の喪失の記録が統合処理されていることが確認でき、この処理より前においては、5 年 1 月から 8 年 3 月までは連続した未納期間であったと考えられる。

さらに、申立期間②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間②について、国民年金保険料を納付したと主張するのみで、納付時期及び納付方法等に関して明確な陳述は無く、当該期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から45年3月まで  
② 昭和45年10月から48年3月まで

国民年金の加入について、時期は定かではないが、私自身が、A市役所で加入手続をしたと思う。

手続後の国民年金保険料については、自分自身で、郵便局で保険料を納付しており、申立期間①についても、同様に納付したはずであるが、はっきりとは覚えていない。

申立期間②についても、はっきりとは覚えていないが、結婚をするまでは郵便局で納付していたと思う。

結婚後は、妻が、妻自身の分と一緒に納付してくれていたため、私自身ではよく分からないが、妻が国民年金への加入手続をした当初、夫婦二人分の1年分の国民年金保険料を遡って納付したということを聞いたことがある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和45年7月30日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間のうち、43年1月以降の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、結婚後の国民年金保険料は、申立期間を除き未納は無く、納付を担っていたとする申立人の妻の国民年金に関する意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の妻は、i) 自身が国民年金に加入した当初に、窓口担当者から、夫婦共に過去に未納期間があり、制度上は夫婦共に過去2年分の国民年金保険料を遡って納付できると言われたものの、経済的に苦しく、1万円を超える程度の金額であれば納付できるとして、担当者と相談の上、過去1年分のみ納付することとしたこと、ii) 後日、複写式の納付書が2枚送付されて、夫婦合わせて、1万数千円を郵便局で納付したことについて、具体的に陳述しているところ、昭和47年度1年分の保険料額は夫婦二人分で1万2,600円であり、金額がおおむね一致し、また、過年度保険料の納付方法も当時の制度状況と符合しており、不自然さはない。

これらのことから、国民年金に関する意識の高い申立人の妻が、申立期間②のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

しかし、申立期間①及び②のうち、昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料については、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、45年7月30日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、当該期間のうち、42年12月以前の保険料は、制度上、納付することができず、また、43年1月から45年3月までの保険料は過年度保険料となるが、申立人は、保険料については1か月又は3か月単位で納付し、過去に遡って納付したことはないとしている。

また、申立期間②のうち、昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料については、現年度納付が可能であるが、申立人は、結婚する前の期間の保険料については、全て郵便局で納付したと陳述しているものの、当時のA市における保険料収納は、集金人による印紙検認が通例であり、制度状況と符合しない。

さらに、申立期間①及び②のうち、昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金保険料を郵便局で納付したと主張するのみで、納付時期及び納付金額等に関して明確な陳述は無く、申立期間①及び②のうち、昭和45年10月から47年3月までの保険料の納付をめぐる事情を酌み取るうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月

昭和 62 年 9 月に会社を退職後、A 市役所に出向いて、国民年金の加入手続を行い、その後、市役所から送付されてきた納付書により、金融機関で国民年金保険料を納付したはずである。

その後の国民年金保険料を全て納付しており、加入当初の 1 か月分の保険料のみが未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 市（現在は、B 市）において、昭和 62 年 9 月 21 日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年 11 月 5 日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期等からみて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立期間は 1 か月と短期間である上、申立人は、国民年金被保険者期間中の国民年金保険料について、申立期間を除き全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、送付されてきた納付書により金融機関で納付したとしているところ、オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間直後の昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの保険料について、62 年 11 月 24 日に一括して納付しており、この時点で同様に納付可能な申立期間のみ納付書が交付されず、また、納付意識の高い申立人が、納付書の交付を受けながら、未納のまま放置したと考えるのは不自然であり、何らかの事務過誤により、申立期間の保険料が納付記録に反映されなかった可能性が否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月

昭和 54 年 1 月頃、父から国民年金に加入することを勧められたので、A 市役所に出向き、加入手続を行った。その後、2 年分の国民年金保険料を遡って納付した。

申立期間当時は、夫が経営する店を手伝っていたが、すぐ近くに銀行があり、国民年金保険料を納めにも行っていたし、また、銀行の外交員がよく店に出入りしていたこともあり、保険料を預けたりしていたので、1 か月分だけ未納期間があることは考えられない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 市において、昭和 54 年 2 月 10 日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、加入手続時に納付可能な過去の未納保険料について、一括して過年度納付するとともに、加入手続後の国民年金被保険者期間の国民年金保険料については、申立期間を除き全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は1 か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料については、現年度納付している。

加えて、オンライン記録上、納付日が確認できる申立期間より後の平成元年 4 月から 3 年 6 月までの国民年金保険料の納付状況をみると、ほとんどの納付日が毎月 26 日であることから、申立人は、当時、口座振替を利用してい

たとえられる一方、納付日が翌月以降となっている例も複数回あり、残高不足により口座振替ができなかった場合には、納付催告に応じ、後日納付していることが確認できることからみても、申立期間の保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和17年7月27日から19年8月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組織における資格取得日に係る記録を17年7月27日に、資格喪失日に係る記録を19年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、17年7月から18年1月までは45円、同年2月から19年7月までは55円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和15年7月1日から同年12月2日まで  
② 昭和16年3月15日から17年7月27日まで  
③ 昭和17年7月27日から19年8月1日まで

船員保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、B船に乗った期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

昭和15年5月からC社所有（昭和17年5月にD社に所有者変更）のB船に乗り組み、E県・F県間でI品等を運搬していたところ、16年3月に同船は徴用船となり、その後はG組織所属船として、H湾に停泊していた軍船にJ製品等を運搬していた。

申立期間も継続してB船に乗っていたことは間違いないので、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人が保管するD社作成の乗船記録から、申立人が同社所有のB船に乗り勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時は、戦時海運管理令（昭和17年3月25日）に基づき設置されたA組織が、一元的に船舶の管理・運営及び船員の徴用等を行っていた期間であるところ、D社も、「申立期間当時、B船は、船舶を国の統制下に置

くために設置されたA組織に管理されていた船舶である。」と回答している。

さらに、社会保険事務所（当時）がA組織に対し、保険料の納入告知を行っていたことから、同組織の管理下にあった船舶の所有者は同組織であり、同組織の管理下にあった船舶の船員も国の管理下にあったものと考えられる。

加えて、前述の乗船記録を見ると、申立期間に係る給与が支給されていたことが確認できる上、K省発行の申立人に係る履歴書によると、申立人は、船員保険の被保険者記録のある期間も含めて徴用船員であったことが確認できることから、申立人の申立期間における職務内容は、船員保険の資格を取得している期間と同一であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A組織における船員保険の被保険者として、事業主により給与から船員保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の乗船記録から、昭和17年7月から18年1月までは45円、同年2月から19年7月までは55円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A組織は既に廃止されており、回答が得られないため不明であるものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和17年7月から19年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人が保管するD社作成の乗船記録に、申立人に対して昭和15年8月3日に船員手帳が交付されている事跡が確認できる。

また、申立人が先輩としてB船に乗っていたと記憶する同僚4人の船員保険被保険者記録を見ると、全員が申立期間にB船に乗り勤務していたことが確認できる。

これらのことから、申立人が、申立期間のうち、昭和15年8月3日以降の期間において、B船に乗っていたことが推認できる。

しかし、C社は、昭和54年に船員保険の適用事業所ではなくなっており、同社から申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認することができない。

また、前述の同僚4人は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除の状況等を聴取することもできない。

申立期間②については、申立期間のうち、昭和17年4月1日以降の期間について、申立人が保管するD社作成の乗船記録から、申立人が同社所有のB船

に乗り勤務していたことが確認できる。

しかし、D社は、申立期間当時の関係資料を保管しておらず、同社から申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認することができない。

また、申立期間のうち、昭和17年4月1日以前の期間については、申立人は、当時はC社が所有していたB船に乗っていたと申し立てているが、前述のとおり、同社は54年に船員保険の適用事業所ではなくなっているため、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況等を確認することができない。

さらに、申立人が記憶する同僚5人の申立期間における船員保険被保険者記録は確認できない上、いずれの者も既に死亡又は連絡先不明であり、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を聴取することもできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 22 日から 40 年 8 月 21 日まで  
② 昭和 42 年 6 月 1 日から 44 年 4 月 15 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年後の昭和45年3月30日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②の間に有る2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている2回の被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和44年6月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 10 日から 39 年 9 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。同社を昭和 37 年末頃に退職し、その後、B社に入社したのに、脱退手当金として支給されたとするA社における加入期間は 39 年 9 月 21 日までとなっている。

脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間中に重複して有る2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、申立期間と同一番号で管理されており、申立人は、未請求となっている期間の事業所に厚生年金保険被保険者証を提出した旨の陳述をしていることを踏まえると、申立人が未請求期間を失念して請求するとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和39年9月21日）について、記憶している時期（昭和37年末頃）と相違する旨申し立てしているところ、昭和37年12月以降に同社で被保険者資格を取得し連絡先の判明した元従業員109人に照会し49人から回答を得たが、全員が申立人を記憶していないことを踏まえると、申立人の同社における厚生年金保険の加入記録に不自然な点がうかがえ、申立人が脱退手当金の請求手続きに関与していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人のA組織B社における船員保険被保険者の資格取得日は昭和20年5月15日、資格喪失日は同年9月12日であると認められることから、申立人に係る被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、100円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から同年9月12日まで

年金事務所に夫の船員保険の加入状況について照会したところ、B社(現在は、C社)で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。夫が申立期間に同社の「D船」に乗っていたことを証明できる船員手帳があるので、船員保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の船員手帳の記録から、申立人が申立期間にB社所有のD船に乗っていたことが確認できる。

また、前述の船員手帳の標準報酬等級欄に「八」と記載されていることから、事業主が申立人を船員保険被保険者とする前提で、当該記録を行った可能性がうかがえる。

さらに、当該船員手帳にD船のE職として記載されている者は、D船及びB社に係る船員保険被保険者台帳において、申立期間を含む昭和19年10月31日から22年1月1日まで船員保険の加入記録が確認できる。

一方、D船及びB社に係る船員保険被保険者名簿のいずれにも、申立人の船員保険の加入記録を確認できないが、D船に係る同被保険者名簿を見ると、全ての現存被保険者の備考欄に、一律に「20.4.1」と記載されており、当該名簿からはそれ以降の期間に係る記録を確認することができない。

また、申立期間以前から申立期間を通じてD船に乗っていたとする別の船員の船員保険の加入記録を調査したところ、同人については、D船に係る前述の被保険者名簿において被保険者資格の喪失日の記載は無く、前述の備考欄の記載がなされた上で被保険者のままとされており、同人のD船に係る船員保険被保険者台帳においても同人の同船に係る被保険者資格の喪失日を確認することはできない。

しかし、オンライン記録においては、上記の船員が被保険者資格を昭和20年4月1日に喪失したと記録されており、社会保険事務所（当時）の記録に不整合が生じている状況がうかがえる。

さらに、申立期間当時はA組織の管理下にあったB社について、現存する全ての被保険者名簿を縦覧調査したところ、当該名簿からは、申立期間を含む昭和20年4月1日から21年4月1日までの1年間に、船員保険被保険者資格の取得及び喪失の事跡が一切確認できない。これについて、日本年金機構F事務センターは、「昭和20年4月1日に船員保険法が改正された後、1年間は当該名簿の更新が行われず、21年4月1日にA組織に船員保険課が設置された頃に、20年4月1日に遡及して全船員の資格の取得及び月額変更の届出が行われたという経過が、当時の事務処理メモにより確認できる。」とした上で、「申立期間当時において、A組織が管理していた船舶に乗っていた被保険者が、全て当該名簿に記録されているとは断定できない。」旨回答しており、申立期間当時、社会保険事務所による申立人等に係る年金記録の管理が適正だったとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、申立人のB社における船員保険被保険者資格については、船員手帳の記録から、取得日は昭和20年5月15日、喪失日は同年9月12日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、船員手帳の給与欄の記録から、100円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 2 月 29 日から 45 年 7 月 11 日まで

脱退手当金の確認はがきにより、A社及びB社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みと記録されていることが分かった。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給もしていない。

また、A社には二度勤務したが、一度目の勤務期間だけが脱退手当金支給済みとされているほか、脱退手当金を受給したとされている時期は病気療養中であり、自分で請求手続などはできなかったはずである。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約20か月後の昭和47年3月8日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の対象とするものであるところ、申立期間①より前のC社における被保険者期間、及び申立期間①と②の間にあるD社とA社（二度目の勤務）における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求期間となっているが、申立人が、これら3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、当該未請求期間のうち、D社における被保険者期間は申立期間①と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により、A社（二度目の勤務）における被保険者期間は申立期間②と同一の被保険者台帳記号番号かつ同一の社

会保険事務所（当時）により管理されていたにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

加えて、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和45年9月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和63年11月から平成元年8月までは16万円、同年9月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月1日から同年10月1日まで  
② 昭和63年11月21日から平成元年10月1日まで  
ねんきん定期便により、A社（現在は、B社）及びC社（現在は、D社）にE職として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間の給与振込額が確認できる預金通帳を提出するので、標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、D社提出の給与支給一覧表及び給与控除一覧表で確認できる保険料控除額から、昭和63年11月から平成元年8月までは16万円、同年9月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、当

該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとしている上、事業主提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の写しにおいても、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①についても、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立人提出の預金通帳の記録を見ると、申立人は、申立期間（勤務当初の昭和 62 年 4 月を除く。）に A 社から、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える額の給与を振り込まれていたことが確認できる。

しかし、B 社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料を保存していない。」としており、また、「申立期間当時の事業主は、社会保険事務に関与しておらず、申立期間当時の社会保険事務担当者名は不明である。」としているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除を確認することができない。

さらに、B 社は、「通常、勤務開始後しばらくの間は、従業員に当直業務及び時間外勤務をさせないようにしており、資格取得時の報酬月額は、これらの業務に係る賃金を考慮せず算定している。」としている。

加えて、オンライン記録によると、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人と同職種であった同僚の申立期間における標準報酬月額は、申立人と同額であり、申立人の標準報酬月額のみが低く記録されているという事情はうかがえない。

また、当該同僚は、自身が保管する昭和 62 年 5 月分の給与支給明細書における厚生年金保険料控除額について具体的に陳述しているところ、当該控除額は、オンライン記録で確認できる同人の標準報酬月額に基づく保険料と一致している。

さらに、B 社提出の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における標準報酬月額は、オンライン記録と一致しているほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間における申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な点は見られない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 4 日から 42 年 2 月 8 日まで  
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとされている。  
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年4か月後の昭和43年5月31日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、「結婚後も別の事業所で働くつもりだった。」と陳述しているところ、脱退手当金の支給決定日から17日後の昭和43年6月17日には、B社において被保険者資格を再取得していることを踏まえると、申立人がその当時脱退手当金を請求する意志を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年3月15日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から19年3月までは30円、同年4月から20年2月までは50円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年6月1日から20年3月15日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。当時は「C」の名で勤務していた。同社には昭和17年頃に入社し、20年3月\*日の空襲により同社が罹災したときまで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、申立人が申立期間当時に名のついていたとする「C」と被保険者名の記載された未統合となっている被保険者記録(生年月日は申立人と一致。資格取得日は昭和17年1月1日、資格喪失日の記載は無い。)が確認できる。

また、申立人は、「昭和20年3月\*日の空襲で工場が全焼し、会社は解散した。その時に私は退社していることになっているはずである。」と陳述しているところ、申立人が保管している罹災証明書を見ると、申立人が事業所所在地であったと記憶するB市で昭和20年3月\*日に罹災したことが確認できる。

さらに、申立人は、「A社を昭和20年3月に退社して、同年4月に入隊した。」と陳述しているところ、申立人に係る兵籍簿により、申立人は昭和20年4月3日に軍隊に召集されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、前述の旧台帳の被保険者記録は申立人の記録であると認められ、申立人のA社における被保険者資格の取得日は昭和17年



6月1日及び喪失日は20年3月15日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、旧台帳の記録から、昭和17年6月から19年3月までは30円、同年4月から20年2月までは50円とすることが妥当である。

なお、旧台帳の資格取得日は昭和17年1月1日と記載されているが、同年1月1日から同年6月1日までの期間については、保険料の徴収が行われないう労働者年金保険制度発足時の準備期間に当たるため、当該期間については、制度上、保険給付の計算の基礎とはならない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録及び同社C営業所における資格取得日に係る記録を昭和36年5月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月1日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間は、A社D営業所から同社C営業所に転勤した頃であるが、継続して勤務し、業務内容等にも変更は無かった。保険料も継続して控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された勤務証明書(B社作成)及び辞令、雇用保険の加入記録並びに同僚の被保険者記録等から判断すると、申立人は申立期間においてA社で継続して勤務し(昭和36年5月11日にA社D営業所から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和36年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されていることが分かった。

申立期間の給与総支給額及び手取額は従前と比べて減額されていないのに、標準報酬月額が下がるのはおかしい。申立期間当時の預金通帳の写しを提出するので、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した賃金支給データから、申立人は、申立期間において、53万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、C健康保険組合から提出された申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を見ると、申立人の標準報酬月額は53万円として届け出られたことが確認できる。同組合は、当該算定基礎届について、「賃金支給データに基づき作成された同じ内容の届書が、会社から社会保険事務所、健康保険組合及び厚生年金基金にそれぞれ提出されたと思われる。」旨回答している上、B社の担当者も、「社会保険事務所、健康保険組合及び厚生年金基金への届出資料は賃金支給データから同時に作成するので、それぞれの標準報酬月額が相違することは考えられない。」としている。

一方、申立人が加入していた「D厚生年金基金」の解散後、その加入記録等を引き継いだ企業年金連合会が保管する記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は30万円となっているところ、同連合会は、「D厚生年金基金が

代行返上の際、被保険者データを国の記録と突き合わせた可能性は有る。基本的には国のデータと同じものが当連合会に移管されたと考えている。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 53 万円として社会保険事務所に届け出たことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和45年5月から同年9月までは7万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月1日から同年8月1日まで  
② 昭和41年7月1日から同年8月1日まで  
③ 昭和45年5月1日から同年10月1日まで  
④ 昭和45年10月1日から46年10月1日まで  
⑤ 昭和47年7月1日から同年9月1日まで  
⑥ 昭和49年7月1日から同年9月1日まで  
⑦ 昭和51年8月1日から同年9月1日まで  
⑧ 昭和52年7月1日から同年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した昭和34年4月1日から平成8年3月31日までの期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。

A社では、毎年4月に昇給があったので、毎年7月に標準報酬月額が改定されるべきであるのに、同社の届出誤りと社会保険事務所（当時）の受付誤りにより、標準報酬月額の改定が正しく記録されていない。昭和45年については、同年4月から同年7月までの給与明細書が残っており、同年4月から同年6月までの同明細書の内容からすると、同年7月に標準報酬月額が10万円に改定されるはずである。

また、申立期間のうち、昭和45年5月、同年6月及び同年7月については、給与明細書により、年金事務所で記録されている標準報酬月額に基づく保険料よりも高い保険料が控除されていることが確認できる。

調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和45年5月から同年7月までは7万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和45年8月及び同年9月については、給与明細書など保険料控除額等を確認できる資料は無いものの、前述のとおり、直前の同年5月から同年7月までの期間に7万6,000円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていること、及び直後の同年10月からは申立人の標準報酬月額が9万2,000円に増額改定されていることがオンライン記録により確認できることを踏まえると、同年8月及び同年9月も継続して7万6,000円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことが推認でき、給与額も7万6,000円を下回っていたとは考え難いことから、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、申立期間①、②、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、申立人は、給与明細書など保険料控除額等を確認できる資料を保管しておらず、A社もこれらの資料は残っていないとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料控除額及び給与額を確認することができない。

また、申立人は、「A社では、毎年4月に昇給があったので、毎年7月に標準報酬月額が改定されるべきであるのに、同社の届出誤りと社会保険事務所の受付誤りにより、標準報酬月額の改定が正しく記録されていない。」と陳述しているところ、A社は、「当時の昇給月は4月であったが、昇給額によっては必ずしも7月の随時改定に該当するとは限らなかったと思う。」としており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページに載っている元従業員の記録を見ても、標準報酬月額の改定月は申

立人とおおむね一致しており、申立人の標準報酬月額に不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和57年8月1日から60年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月1日から56年8月1日まで  
② 昭和57年8月1日から60年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した昭和43年4月から平成15年3月までの期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、それまでの標準報酬月額よりも下がっていることが分かった。同社に在職中は、退職前の一時期を除き給与額が下がることはなかったもので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和57年8月に随時改定が行われ、それまでの41万円から16万円に下がっている。

しかし、A社が作成し保管する厚生年金保険被保険者名簿（以下「事業所作成名簿」という。）を見ると、申立期間の標準報酬月額は41万円と記録されており、同社は、「申立期間当時、申立人がD職であったことからすると、給与額が下がることはあり得ず、給与額が41万円以上であったことは間違いなし。」としている。

また、申立人提出の申立期間に係る所得税の確定申告書控えを見ると、記載されている社会保険料控除額は、41万円の標準報酬月額に基づく社会保険料額とおおむね一致している。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録どおりの16万円と記録さ



れているところ、申立人の一行上に記載された被保険者について見ると、申立人と同じく、昭和 57 年 8 月に標準報酬月額の随時改定が行われ、それまでの 14 万 2,000 円から 16 万円に上がっていることが確認できる。この点について、B 年金事務所は、「当該被保険者名簿において、申立人の一行上に記載されている被保険者に係る昭和 57 年 8 月の標準報酬月額の改定記録を、誤って申立人の欄にも記入し、その後のチェックも漏れた可能性が考えられる。」としている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所における申立人に係る標準報酬月額の記録管理が適正に行われていなかったものと認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、41 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和 55 年 10 月の定時決定により、それまでの 32 万円から 30 万円に下がっている。

しかし、事業所作成名簿に記載されている申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、A 社は、「申立期間当時の給与額及び保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料は保管していないが、当社作成の被保険者名簿の記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除していたと考えられる。」としている。

また、申立人提出の申立期間に係る所得税の確定申告書控えを見ると、記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料額とおおむね一致している。

さらに、A 社が加入する C 健康保険組合に記録されている申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

加えて、前述の被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成11年5月から15年2月までは30万円、同年3月は26万円、同年4月から20年11月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年12月1日から21年4月25日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは、標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月19日から21年4月25日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることがねんきん定期便により分かった。同社の在職期間を通じて、給与額は36万円前後であり、保険料もそれに見合った額が控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年4月19日から21年4月25日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間にお

いて、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成11年4月19日から20年12月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年12月1日から21年4月25日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変遷について申し立てているが、申立期間のうち、平成11年4月19日から20年12月1日までの期間について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書又は同僚提出のA社の給料台帳で確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成11年5月から15年2月までの期間は30万円、同年3月は26万円、同年4月から18年6月までの期間、19年9月から同年11月までの期間及び20年2月から同年10月までの期間は32万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成18年7月から19年8月までの期間、同年12月、20年1月及び同年11月については、給与明細書など保険料控除額等を確認できる資料は無いが、当該期間の前後の期間に係る給与明細書を見ると、保険料控除額に変化は見られず、給与額もおおむね一定であることが確認できることから、当該期間に係る標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡しているため、これらの者から確認することはできないが、給与明細書等で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年4月については、給料台帳で確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を下回っていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

次に、申立期間のうち、平成20年12月1日から21年4月25日までの期間

に係る標準報酬月額については、オンライン記録において11万8,000円と記録されている。

しかし、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが給与明細書により確認できる。

したがって、申立人のA社における当該期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成19年12月から21年1月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成21年2月1日から同年4月25日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは、標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月1日から21年4月25日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、給与明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることがねんきん定期便により分かった。同社の在職期間を通じて、給与額は18万円前後であり、保険料もそれに見合った額が控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年12月1日から21年4月25日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断する

こととしている。

申立期間のうち、平成19年12月1日から21年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年2月1日から同年4月25日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立期間のうち、平成19年12月1日から21年2月1日までの期間について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成19年12月から21年1月までは18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡しているため、これらの者から確認することはできないが、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成21年2月1日から同年4月25日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において12万6,000円と記録されている。

しかし、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが給与明細書により確認できる。

したがって、申立人のA社における当該期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 15 日から同年 12 月 25 日まで  
② 昭和 34 年 3 月 16 日から 38 年 2 月 2 日まで

年金事務所より脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

手続の方法も分からず、受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすることとされているが、オンライン記録によると、申立人が申立期間前に勤務していたA社及び申立期間から15日後の昭和38年2月17日に厚生年金保険被保険者資格を取得したB社の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

また、申立人は、申立期間直後の昭和38年2月に婚姻し改姓しているところ、申立期間のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は変更処理が行われておらず、旧姓のままとなっている。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と39円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、A社C営業所）における資格取得日に係る記録を昭和44年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月1日から同年12月1日まで

私は、昭和40年4月にA社に入社し、平成12年3月31日に退職するまで継続して勤務していた。しかし、年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の職員カードの社内歴及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（昭和44年11月7日にA社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記の職員カードの社内歴によると、申立人は、昭和44年11月7日付けで異動していることが確認できるところ、申立期間にA社本社から同社B営業所に異動している同僚は、いずれも同年11月1日付けで同社B営業所において資格を取得していることから、申立人の同社B営業所の資格取得日は、同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和44年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業



主は、「当時の賃金台帳、源泉徴収票等の資料が残っていないため、保険料の控除及び納付については不明であるものの、当社の当時の事務過誤が原因と思われる。」旨回答していることから、事業主が昭和44年12月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 22 日から 34 年 1 月 30 日まで  
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。  
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、オンライン記録によると、申立人が A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約 2 年 11 か月後の昭和 36 年 12 月 12 日に支給決定されているほか、申立人は、「A 社を無断退職した。」旨陳述していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の B 社に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が脱退手当金の支給決定日直近の同社に係る被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和 34 年 6 月 1 日から C 社に勤務し、上述の脱退手当金の支給決定日において D 組合に加入していたことから、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年10月1日から平成元年10月1日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与額と相違していることが分かった。

A社には、昭和63年3月22日に同社の系列会社であったB社から転籍したことになっているが、勤務場所及び業務内容に変更は無く、給与支給額も同社に入社した時から平成4年1月31日にA社を退社するまで定額であったので、申立期間の標準報酬月額がそれまでの32万円から30万円に下げられていることに納得できない。

申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和63年10月の定時決定（以下「当該定時決定」という。）により、32万円から30万円に減額され、平成元年10月の定時決定では32万円となり、以後、申立人がA社で資格を喪失する4年1月31日まで同額であることが確認できる。

しかし、申立人は、「A社の系列会社であるB社には、昇給及び残業代は無く、給与支給額は一定額とする条件で入社した。」と陳述しているところ、A社提出のB社に係る申立人の賃金台帳を見ると、給与支給額は30万円、交通費1万1,520円の合計31万1,520円（標準報酬月額は、32万円）が支給され、

標準報酬月額 32 万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、オンライン記録における申立人の A 社における被保険者資格取得時の標準報酬月額も 32 万円であることから、申立人は、申立人の陳述どおりの給与条件で同社に転籍したと考えられる。

また、A 社は、「申立期間当時の賃金台帳等は残っていないが、勤務場所及び業務内容に変更が無い者の給料を下げることはない。」と回答している上、オンライン記録において、昭和 58 年 5 月 9 日から 63 年 10 月 6 日までの間に被保険者資格を取得した男性従業員（申立人を含む）15 人のうち、当該定時決定が行われた者は 11 人確認できるものの、標準報酬月額が下がっているのは申立人のみである。

さらに、申立人は、「申立期間の給与明細書等は保管していないが、A 社に勤務していた約 4 年間は、毎年、給与明細書と源泉徴収票を照合し確認していたが、申立期間の 1 年間について厚生年金保険料控除額が少なくなったことはなかった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該定時決定後も決定前と変わらぬ額の報酬の支払を受け、決定前と変わらぬ額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが自然である。

したがって、申立人は、申立期間において、32 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているものの、社会保険事務所（当時）における申立期間の標準報酬月額の記録が、C 年金基金及び D 健康保険組合の記録と一致しており、これら 3 者のいずれもが誤って同じ標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、事業主が 30 万円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から57年3月まで

私は、昭和48年2月にけがのため会社を退職し、実家のA市で入院中に、父が私に代わって国民年金の加入手続を行い、私が結婚してB市に転居するまで、私の国民年金保険料を納付してくれていたと思っている。

昭和50年4月に結婚後は、自宅に送付されてくる納付書により、私が金融機関で国民年金保険料を納付し、夫が会社を退職後は、夫の保険料と一緒に納付してきたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年2月にけがのため会社を退職し、実家のA市で入院中に、申立人の父親が申立人に代わって国民年金の加入手続を行ってくれたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚の約7年後である昭和57年11月にB市において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に初めて加入手続が行われたものと推定される。この場合、当該加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、大部分の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効成立前の納付が可能な期間の保険料については、別途社会保険事務所(当時)が発行する国庫金納付書により遡って納付することとなる過年度保険料であるが、申立人は、保険料を遡って納付した記憶はないと陳述している。

また、申立人は、A市における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、当時の加入手続及び保険料の納付状況は不明であ

るほか、申立人は、結婚してB市に転入した際、市役所では住民票の異動届は行ったが、窓口でそれ以外の手続については、特に必要ではないと言われたので、国民年金に関する手続は行っていないと陳述していることから、結婚後において、市役所から申立人の納付書が送付されることは考え難い。これについて、結婚当時、申立人の夫は厚生年金保険に加入中であり、申立人は国民年金の任意加入対象者であったことを踏まえると、転入時の市役所窓口で申立人に国民年金及び国民健康保険について加入勧奨が行われなかったとしても不自然ではない。

さらに、申立人の夫は、会社を退職後の昭和55年5月に国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち、同年3月以降の国民年金保険料を納付済みであることから、申立人の当該期間の保険料を申立人の夫と一緒に納付し、それ以前の申立期間の保険料について、申立人の父親又は申立人が納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行うとともに、A市を含むC県管内の国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認し、B市における手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は8年間に及び、これほどの長期間にわたり、しかも複数の行政機関において納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から50年3月まで

申立期間当時、国民年金保険料の納付書が届いたので、成人としての義務と信じ、A市の実家の母親に相談することもなく、私がB市役所で保険料を納付してきた。

それ以来、真面目に国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未納とされていることは納得できないので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に資格取得の要件を満たした日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、昭和49年12月にB市において加入手続が行われたことが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及び同市の国民年金被保険者名簿により確認でき、申立人が資格取得の要件を満たした47年7月2日まで遡って国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが、同被保険者名簿等により確認できる上、その記録は、申立人が所持する年金手帳に記載された資格取得日とも一致している。この場合、当該加入手続が行われた当時において、申立期間のうち、49年3月以前の国民年金保険料は、別途国庫金納付書で遡って納付することとなる過年度保険料であるとともに、加入手続前の現年度保険料についても遡って納付することとなるが、申立人は、保険料を遡って納付した記憶はないと陳述している。

また、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、国民年金の加入手続が行われた直後の昭和49年12月27日に実家のA市に転出したことが、その4か月後の50年4月になって判明し、区役所が職権により転出処理して

いることが確認できることから、当時、国民年金に関する住所変更手続が適切に行われなかったものと考えられる上、申立人は、この時期に加入手続を行った記憶はなく、転出当時の納付状況についてもよく覚えていないと陳述していることから、具体的な納付状況等は不明である。

さらに、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を資格取得の要件を満たした当初から納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 大阪国民年金 事案 5778（事案 2021 及び 4079 の再々申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 5 月から 43 年 5 月までの国民年金保険料及び 45 年 11 月から 47 年 10 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月から 43 年 5 月まで  
② 昭和 45 年 11 月から 47 年 10 月まで

私は、申立期間①については、昭和 41 年 5 月から国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付しており、申立期間②については、付加年金制度が発足した当初から付加年金に加入し、付加保険料を納付していたことは間違いのないとして、これまで 2 回にわたり年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、いずれも納付を認められなかった。

前回申立てを認めてもらえなかった理由の一つが、「市に確認すると、水道料金と年金保険料の両方を同じ集金人が集金することは『あり得ない』との回答を得ている。」とのことであったが、平成 23 年 1 月に市の水道部に問い合わせたところ、「水道料金を徴収していた集金人が、年金保険料を集金していたかどうかまでは『分からない』。」という新たな証言が得られたので、もう一度審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 6 日付け及び 22 年 3 月 26 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、前回申立てを認めてもらえなかった理由の一つが「市に確認すると、水道料金と年金保険料の両方を同じ集金人が集金することは『あり得ない』との回答を得ている。」とのことであったが、平成 23 年 1 月に市の水道部に問い合わせたところ、「水道料金を徴収していた集金人が、年金保険料を集金していたかどうかまでは『分からない』。」という新たな証言が得られたと主張しているが、これは委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から54年3月まで

私は、市役所から連絡があったのか、それ以外の理由であったのか、時期を含めて当時のことは覚えていないが、市役所で国民年金の加入手続きを行い、金額も定かではないが15万円程度の国民年金保険料を納付したような気がする。

最近になって「ねんきん特別便」が届き、年金事務所へ確認に行ったところ、「特例納付」のことを初めて教えられたので、当時、私が納付した国民年金保険料は、特例納付の保険料ではなかったかと思う。

申立期間に納付記録がないか、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及びその前後の任意加入被保険者の資格取得日から、第3回目の特例納付実施期間中の昭和55年5月頃に加入手続きが行われたものと推定され、この時点において、申立期間の国民年金保険料は、特例納付することが可能である。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付した場合の納付金額は20数万円となることから、申立人が記憶する納付金額と符合しない上、申立人に当時の状況等について改めて事情を聴取しても、加入当時に15万円程度の保険料を納付したこと以外は何も覚えていないと陳述するのみであり、その納付内容及び当時の事情等については不明である。

また、申立人の加入手続きが行われた当時、申立人は29歳であり、これ以降60歳まで国民年金保険料を納付することで、申立人の年金受給資格期間25年を十分に確保できる状況にあったことに加え、申立人が最近になって「特例納

付」について知り得たとしていることなどを踏まえると、申立人が加入当時に申立期間の保険料を特例納付しなければならない特段の理由は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 59 年 3 月まで  
随分昔のことなので記憶は定かでないが、私は、元妻よりも 1 年ほど前に国民年金に加入し、その頃から納期ごとに集金人に国民年金保険料を納付していたように思う。  
申立期間が未納のはずがないのでよく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その元妻よりも 1 年ほど前に国民年金に加入し、納期ごとに集金人に国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の元妻と連番で払い出されており、その前後の任意加入被保険者の資格取得日等から結婚した昭和 59 年 4 月頃に、申立人の元妻と一緒に加入手続が行われたものと推定されることから、申立内容と符合しない上、申立期間は加入手続前の期間であり、遡って国民年金保険料を納付することとなるが、申立人は、加入以来、納期ごとに保険料を納付してきたとしており、遡って納付した事情はうかがえない。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納期ごとに集金人に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 4 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、年金は老後のために大切であると強く思っていたので、国民年金に加入してからの国民年金保険料は、途切れることなく納付していた。

年金記録では、申立期間①は未納、申立期間②は免除となっているが、その頃は、集金人が来てくれていたという記憶があり、国民年金保険料を納付していなかったとは考えられないので、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を継続して納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の特殊台帳を見ると、申立人は、申立期間後の昭和 55 年 4 月に、39 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を特例納付しているが、申立人は、この特例納付により、60 歳までの保険料を納付した場合の年金受給権を確保していることから、特例納付の時点より前の申立期間について年金受給権確保のために保険料を過年度納付する必要はなく、また、申立期間の保険料が過年度納付等された事跡は見当たらない。

さらに、申立人及びその夫のオンライン記録並びに特殊台帳を見ると、申立人の夫は、60 歳到達後である申立期間中の昭和 53 年 10 月に、申立人と同期間の国民年金保険料を特例納付しているが、前述のとおり、申立人は、その夫より 1 年半後の 55 年 4 月に特例納付していることから、申立期間当時は夫婦同時に特例納付するのが困難な事情のあったことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等を明確に記憶しておらず、申立人の陳述からは、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる具体的な状況を把握できない。

そのほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 5782 (事案 5102 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間及び53年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで  
② 昭和53年4月から58年3月まで

私が60歳になる少し前、私が経営していた店にA市役所の職員が訪ねてきた。その職員は、私が年金を受給するために不足している期間があり、その期間の国民年金保険料として5万円を今納付すれば、65歳になった時に年金を受け取ることができると言ったので、私は手元にあった現金からその金額を支払い、その場で領収書を受け取った。

年金受給権を確保できるよう市の職員に国民年金保険料を納付したのに、納付期間が19月不足するとして年金受給権が確保されておらず、納得できない。

そこで、私が納付した国民年金保険料額5万円がどの期間に充てられたのか分からないので、全ての未納期間を申立期間として、この未納期間のうち、19か月分の保険料を納付済みとして認めてほしいと申し立てたが、19か月分の保険料は9万4,140円であり、5万円を納付して受給権を確保したとは認められないと回答を受けた。

しかし、当時、5万円の納付の前に9万4,140円を納付するよという通知は受け取っておらず、また、私が国民年金保険料を納付したと証言してくれている者がいるにもかかわらず、私の申立てが認められないことは納得できないので、9万4,140円を納付するよという通知は受け取っていないことを新たな陳述として、再度申立てを行う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人の国民年金の納付状況をみる

と、申立人が年金受給権を確保するためには国民年金保険料の納付期間が 19 か月不足しており、当該不足分を充足するために申立人が納付すべき保険料額は、申立期間②のうち、昭和 56 年 9 月から 58 年 3 月まで（19 か月）で算定すると 9 万 4,140 円であり、60 歳になる時期より少し前に保険料 5 万円を納付したとする陳述と符合しない。ii) 申立人が 5 万円の保険料を納付したときにその場に居合わせたとする申立人の知人から当時の事情を聴取したが、具体的な陳述を得ることはできない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 12 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前述 i) で当委員会が示した 9 万 4,140 円の国民年金保険料額について、そのような金額の納付通知は受け取っていないと申し立てている。しかし、当該金額は、5 万円を納付して受給権を確保したとする申立人の主張に対して、当時、申立人が受給権を確保するためには 19 か月の保険料の納付が必要であり、その保険料額は申立人の主張とは符合しないことを示すために当委員会が計算しただけのものであることから、当該通知を受け取っていないという申立人の陳述は、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな事情とは認められない。

また、申立人は、今回、前述 ii) に係る申立人の知人について、同人の陳述により申立てが認められないのは納得できないとも申し立てているが、前回の申立てにおいて、同人は、当委員会の照会に対し、「申立人が経営する店で、申立人が、訪ねてきた男性にお金を渡していたことを見た記憶があり、申立人は年金の集金であると言っていたが、その納付していた時期、納付金額等までは知らない。」と陳述しており、このため、当委員会では、同人の陳述から申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる具体的な陳述は得られなかったと判断した。なお、念のため、今回の申立てを受けて、再度、同人に照会したが、前回と同様の陳述内容であり、新たな陳述は得られなかった。

そのほか、申立人から新たな関連資料の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年3月までの期間、51年9月から52年9月までの期間、平成元年12月から5年6月までの期間及び6年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月から50年3月まで  
② 昭和51年9月から52年9月まで  
③ 平成元年12月から5年6月まで  
④ 平成6年6月から同年8月まで

申立期間①については、時期は覚えていないが、会社退職後、A市役所又はB市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、銀行又は郵便局で送付されてきた納付書を使って、半年払又は年払で納付した。

また、申立期間②、③及び④についても、時期は覚えていないが、会社退職後、B市役所で国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料は、銀行又は郵便局で、送付されてきた納付書を使って、半年払又は年払で納付した。

申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は覚えていないが、A市役所又はB市役所で国民年金の加入手続を行い、その後は、会社を退職するたびにB市役所で国民年金の再加入手続を行って、申立期間の国民年金保険料を、納付書により、銀行又は郵便局で納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係るオンライン記録を見ると、昭和49年9月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同資格の取得及び喪失の記録が複数回確認できるが、申立人の国民年金被保険者資格は、平成6年6月1日に初めて取得されていることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の記録により、平成8年10月頃に払い出されたと推認されることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行い、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した6年6月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられる。

以上のことから、申立期間①、②及び③は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間④直後の平成6年9月から8年3月までの期間の国民年金保険料を、申立人が国民年金の加入手続をした当時の同年10月から9年11月までに複数回にわたって過年度納付していることが確認でき、申立期間④の保険料は、8年10月の時点において、既に時効の成立により、制度上、納付することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間は4回で、合計66か月に及び、これほどの複数回及び長期間にわたって、複数の市町村及び社会保険事務所（当時）において国民年金保険料の収納及び記録管理に事務的過誤が発生したとは考え難い。

また、申立人から聞き取り調査を行ったが、申立期間について、申立人の国民年金の加入手続及び再加入手続並びに国民年金保険料の納付時期及び方法等の具体的な陳述を得ることはできない上、申立人が申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から57年3月まで

昭和55年6月に結婚してしばらくたった頃に、昭和52年1月からの国民年金保険料の請求書が送付されてきた。その時、結婚したから送付されたものと思って主人と話をしたのを記憶している。当時、実家の父に相談すると、公的なものだから納付しなさいと言われたので、一括で納付した。

その後は、請求書が送付されてくるたびに納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付したのは間違いなく、私の記録が5年間も未納とされていることには納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和55年の結婚後に納付書の送付を受けたので、これを遡って納付し、その後も送付されてきた納付書で納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年11月8日に払い出されており、当該手帳記号番号の払出時点で、申立期間のうち、52年1月から55年9月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付できない。

また、申立人は、結婚後のA市に住んでいたときに国民年金保険料の納付通知書を受け取ったと陳述しているが、申立人の住所記録から、この住所地は昭和56年8月までの住所地であったことが確認できる。一方、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、57年11月に払い出されており、それまでは国民年金の未加入期間であることから、申立人が同市に居住している時期に、同市から保険料の納付通知書が送られることはなく、陳述内容と符合しない。

さらに、申立人は、一括納付した後の国民年金保険料については、納付書の送付を受けるたびに納付していたと陳述しているが、国民年金の加入手続、手

帳の受取並びに保険料の納付場所及び納付方法等については覚えていないと陳述するなど、申立人が申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできない。

加えて、申立期間は、63 か月であり、これほど長期間にわたり国民年金保険料の収納及び記録管理に事務的過誤が連続していたとは考え難い。

そのほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から47年1月までの期間及び同年3月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から47年1月まで  
② 昭和47年3月から56年3月まで

私の国民年金については、資格取得の要件を満たした時の加入手続及びその後の国民年金保険料の納付は、当時同居していた祖母が行ってくれた。当時は、祖母と二人暮らしで自営業を営んでおり、祖母から「うちはサラリーマンと違うから、年金をかけておかないといけない。」と言われていたし、当時、定期的に集金に来ていた同級生の母親のAさんに保険料を納付していたのを、何度も確認している。

26歳で結婚して以降は、妻が、それまでと同様に集金に来ていたAさんに納付していた。祖母は既に亡くなっているために、詳細を確認することはできないが、妻は結婚以降、妻自身が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと言っている。なぜ昭和56年からだけが納付済期間になっているのか、納付できない。調査の上、私の納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料について、資格取得の要件を満たした昭和46年2月からは申立人の祖母が、52年4月の婚姻以降は申立人の妻が、それぞれ納付していたとしているが、申立人及びその妻に係るB市の国民年金被保険者名簿によると、56年6月18日に国民年金被保険者資格取得届が提出され、46年2月7日に遡って国民年金被保険者資格を取得した旨記載されていることが確認できることから、56年6月頃に申立人夫婦の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の大部分は、時効により、保険料を納付できない期間となる。

また、国民年金の加入手続が行われたものと推認される時点において、申立期間の一部は、過年度納付が可能であるものの、申立人は集金人に申立期間の国民年金保険料を定期的に納付したとしているところ、当時、集金人は過年度保険料を収納することはなかったことなどから、申立期間の保険料について、過年度納付が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から56年3月まで

国民年金については、昭和52年3月の婚姻時に、夫の祖母に「年金をかけておいた方がいいよ。」と勧められたため、以前から集金に来てくれていたAさんにその旨を伝え、同年3月又は同年4月に自宅で加入手続を行い、国民年金保険料を支払うようになった。

その後、申立期間中はずっと、Aさんが国民年金保険料の集金に来てくれていたので、申立期間は間違いなく納付しているはずである。調査の上、私の納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は婚姻時の昭和52年3月又は同年4月頃に、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人及びその夫に係るB市の国民年金被保険者名簿によると、56年6月18日に国民年金被保険者資格取得届が提出され、52年4月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得した旨記載されていることが確認できることから、56年6月頃に申立人夫婦の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は、時効により、国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、国民年金の加入手続が行われたものと推認される時点において、申立期間の一部は、過年度納付が可能であるものの、申立人は集金人に申立期間の国民年金保険料を定期的に納付したとしているところ、当時、集金人は過年度保険料を収納することはなかったことなどから、申立期間の保険料について、過年度納付が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行った

ほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月

申立期間は失業中であり、全額申請免除制度があることを知っていたのでA市役所で手続した。

しかし、記録では申立期間が未納とされており納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録(1)欄に、国民年金被保険者資格の喪失日は平成5年3月16日及び同資格の再取得日は17年4月1日の記載がある上、オンライン記録上、資格取得日は5年5月18日及び資格喪失日は同年6月7日の記録が17年4月6日に追加で入力されていることが確認できることから、当該資格の記録が追加で入力されるまで、申立期間を含む5年3月以降17年3月までの期間は、国民年金の未加入期間となり、制度上、申立期間は、国民年金保険料の免除申請を行うことはできない期間である。

また、A市の国民年金保険料収滞納一覧表によると、平成5年2月の国民年金保険料が同年4月30日に納付されているが、それ以外の月は未加入と記録され、喪失欄には厚生年金保険への移行により資格を喪失している記号の「22」が記載されていることが確認でき、この年度以外に申立人の記録は見当たらない。

さらに、国民年金保険料の免除申請は、前年度の所得を基準にしているところ、申立人の前年度の標準報酬月額などから推察しても、申立人の申立期間当時の経済状況は、免除基準に該当していたものとは考え難く、申立人の妻に係るオンライン記録によると、申立期間について未納と記録されているほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年6月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月から平成2年3月まで

私が資格取得の要件を満たしたことから、その頃、母親がA市役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、私が平成2年4月1日付けで会社に就職するまで、母親が毎月、国民年金保険料を納めてくれていた。当時、私は学生だったので収入が無く、母親は父親の給料が出ると、B郵便局へ納めに行ってくれた。窓口で保険料を納めると、日付の入った大きくて丸い領収印を押した領収書を返してくれたとのことである。その領収書を実家で探してみたが、見つかっていない。なお、年金手帳は台所にあった状差しに入れられていた記憶があるが、その年金手帳も見つかっていない。

しかし、記録では申立期間が未加入とされており納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、資格取得の要件を満たしたので、申立人の母親がA市役所で国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、平成9年1月の基礎年金番号制度導入前に当たる申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある。このため、手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、申立人の国民年金への加入手続を行い、保険料を納付してくれたとする申立人

の母親に、当時の事情を聴取したが、加入手続、保険料額及び納付方法などの記憶が曖昧であるため加入手続及び保険料納付の状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から2年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から2年6月まで

平成元年7月末に私が会社を退職した後、妻は、私については厚生年金保険から国民年金への切替手続、妻自身については国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を市役所で行い、その後は妻が申立期間の国民年金保険料について、妻自身と私の分を一緒に毎月市役所又は銀行で納付していた。

ところが、最近送られてきたねんきん特別便によると、申立期間については、妻は国民年金保険料が未納とされている上、私は国民年金の加入期間とされておらず、夫婦で異なった記録になっているのは納付できない。申立期間について、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年7月末に会社を退職した後、その妻が、自身に係る国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続と同時に、申立人に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったとしているが、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、同名簿の作成日が10年1月12日であると記載されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る加入手続が行われたものと推認され、申立人の説明とは符合しない。

また、オンライン記録によると、申立人の妻については、平成8年4月17日付けの第3号特例の届出により、申立人の妻の申立期間を遡って第3号被保険者期間から第1号被保険者期間へ種別変更する事務処理が行われていることが確認でき、申立人に係る国民年金への切替手続が申立人の妻に係る種別変更手続と同時に行われたものとは考え難い上、申立人が切替手続をしたとする

申立人の妻の記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が元年7月頃に申立人に係る国民年金への加入手続を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、上記のとおり、加入手続が行われたものと推認される時点において、申立期間については、時効により国民年金保険料を納付することができない期間となる。

加えて、平成9年1月の基礎年金番号導入前に当たる申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある。このため、手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により、各種の氏名検索を行ったほか、当時の申立人の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から2年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から2年6月まで

平成元年7月末に夫が会社を退職した後、私は、夫については厚生年金保険から国民年金への切替手続、私自身については国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を区役所で行い、その後は申立期間の国民年金保険料を夫の分と一緒に毎月市役所又は銀行で納付していた。

ところが、最近送られてきたねんきん特別便によると、申立期間について、私自身は国民年金保険料が未納とされている上、私と一緒に加入手続を行い、保険料を納付した夫については、国民年金の加入期間とされており、夫婦で異なった記録になっているのは納付できない。申立期間について、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年7月末にその夫が会社を退職した後、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を行ったとしているが、オンライン記録によると、8年4月17日付けの第3号特例の届出により、同年5月30日に、遡って申立期間を第3号被保険者期間から第1号被保険者期間へ種別変更する事務処理及び申立期間直後の2年7月から6年2月までの期間を第3号被保険者期間とする事務処理がそれぞれ行われていることが確認できることから、申立期間については、この頃まで申立期間直前の期間に連続して第3号被保険者期間として取り扱われ、国民年金保険料の納付が必要な第1号被保険者期間としては取り扱われていなかったものと推認される。

また、申立人は切替手続についての記憶が曖昧であるなど、申立人が平成元年7月頃に国民年金の種別変更手続を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない上、第3号特例納付の届出が行われた時点において、申立期間は、時

効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から15年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年4月から15年1月まで

私の国民年金の加入手続は、平成13年4月に実家の母親がA市役所で行ってくれた。当時私はC県で大学に通っており、住民票を移していなかったため、年金の案内が実家に届き、私は学生で収入がなかったため、母親が免除の申請を行ってくれたと聞いている。

テレビでCMタレントの年金未納問題が報道された後、申立期間の国民年金保険料の振込用紙が、どこからだったのか定かではないが、2枚送られてきた。1枚につき約7万円だったので、2回に分けて、平成14年中に、住んでいたB市役所の窓口で納付した。

申立期間の国民年金保険料については、全て支払ったはずであるのに未納とされているのは納得できない。私の年金の納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、テレビでCMタレントの年金未納問題が報道された後、申立期間の国民年金保険料の振込用紙が送付されてきたので、平成14年中にB市役所で納付したとしているが、当該年金未納問題が報道されたのは、申立人がA市に居住していた16年3月頃であり、申立内容と異なる。

また、申立期間の納付に必要な国民年金保険料額は、申立人が納付したとする金額と異なっている上、平成14年度の保険料はB市役所で納付することはできないなど、申立人の陳述は当時の取扱いと符合しない。

さらに、申立期間は、平成9年1月以降の基礎年金番号制度導入後で、14年4月に国民年金保険料の収納事務が国に一元化された以降の期間であるため、事務処理はオンライン化され、電算による納付書の作成、領収済通知書のOCR（光学的文字読取装置）による読取入力等、保険料収納に係る事務処理



の機械化が促進されていることから、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで

私は、昭和51年11月に会社を退職したが、その時は全く年金の知識がなかったため、国民年金への切替手続きをすることも知らなかった。また、57年4月頃に夫が会社を退職した時も、子育てに追われていたため、加入手続きに行くことはしなかった。

しかし、平成12年3月頃に、母から「保険料を掛けておかないと国民年金がもらえないよ。」と言われ、その後すぐ、A市役所の年金担当窓口に行き、その時に「2年間遡って65歳まで納付したら、ちょうど25年になります。」と言われたので、加入手続きを行った。また、担当者から「振込用紙を送るので、2年分遡って納付して下さい。」と言われたので、金額は定かではないが、送られてきた振込用紙を添えて、それ以後、2年分の国民年金保険料を1か月分ずつ、毎月、現金で納付したと思う。

申立期間より前の1年間が納付済みになっているのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上の基礎年金番号付番の年月日及び申立人自身が所持する過年度保険料の納付書の発行年月日からみて、A市において、会社退職に伴い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和51年12月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、平成12年4月7日に国民年金の加入手続きを行ったと考えられ、この加入手続き時期からみて、申立期間の国民年金保険料については、現年度納付することが可能である。

しかし、申立人は、A市役所の窓口で、「振込用紙を送るので、2年間遡って納付してください。」と言われ、後日送付されてきた振込用紙で納付したと

思うと主張するのみであり、申立期間に係る国民年金保険料の納付時期及び納付方法等に関する具体的な陳述は無い。

また、申立人は、上記のとおり、平成 12 年 4 月 7 日に加入手続を行ったと推認できるところ、この時点で申立期間直前の 10 年 3 月から 11 年 3 月までの期間については過年度納付書が作成されたものと考えられるものの、申立期間である平成 11 年度の国民年金保険料については、現年度納付が可能であるため、納付書の作成は同時に行われなかった可能性も考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付したこと、及び最初に送付された納付書とは別の納付書で納付した記憶もないとしている。

加えて、申立期間は 1 年間と短期間であるものの、申立人は、申立期間の国民年金保険料を加入手続後に送付された納付書により、毎月納付していたとしており、複数回にわたり保険料の収納事務等における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い上、申立期間は、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の基礎年金番号について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 4 日から 42 年 9 月頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社では、昭和 39 年 4 月から 2 年以上勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 9 月頃までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 63 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有り連絡先の判明した元従業員 48 人に照会し 31 人から回答を得たが、申立人を記憶している者はなく、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、オンライン記録によると、B社（厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和 41 年 9 月 1 日）において、申立人と同姓同名で生年月日が同一の基礎年金番号に統合されていない申立期間と一部重複する期間の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和 41 年 9 月 1 日、資格喪失日は同年 9 月 28 日）が確認できるところ、申立人は、「C市に有った会社で働いたことがある。同社には、自身と同じD県から働きに来ていた同僚の紹介で入社した。」と陳述している上、当該同僚（同人のB社における被保険者記録は、昭和 41 年 9 月 1 日から 46 年 5 月 30 日まで）は、「申立人は、私の紹介でB社に入社した。1年ぐらい勤務していたことを覚えている。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 11423 (事案 6679 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 9 月 4 日から 35 年 8 月 14 日まで  
② 昭和 36 年 2 月 1 日から 43 年 1 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社、B社及びC社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく受給していないので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めて申立てを行ったが、事業主による代理請求の可能性がうかがえる等の理由により、記録の訂正は認められなかった。

前回の委員会の判断の理由に、申立期間②の二つの事業所と申立期間後に勤務した事業所では脱退手当金を受給したために別番号になっているとあったが、これは、私が就職する際に、年齢を詐称したから別番号になったものである。

本人が希望していない手続を、勝手にされたことが納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する表示が確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない、ii) 事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性がうかがえる、また、申立期間②に係る申立てについては、iii) 事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性がうかがえる、iv) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間の二つの事業所と申立期間後に勤務した事業所

では別番号となっており、脱退手当金を受給したため、番号が異なっていると考えるのが自然である、さらに、v) 申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるということは考え難い等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年6月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、「申立期間②の後に勤務した事業所で、厚生年金保険被保険者台帳記号番号が別番号になっているのは、当時、私が年齢を詐称したためである。」と申し立てている。しかし、当該事情だけをもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とまでは認められない。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間①の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間①、②及び未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 1 日から 38 年 12 月 31 日まで  
② 昭和 38 年 12 月 1 日から 39 年 5 月 15 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は、同社を退職した約2年5か月後の昭和40年4月26日に旧姓から新姓に氏名が変更（婚姻は昭和40年2月）されており、申立期間の脱退手当金が同年7月28日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名の変更が行われたと考えるのが自然である。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間及び申立期間①の一部と重複する被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月 5 日から同年 9 月 13 日まで  
② 昭和 40 年 9 月 13 日から 41 年 8 月 10 日まで  
③ 昭和 43 年 3 月 26 日から 44 年 1 月 26 日まで  
④ 昭和 47 年 9 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社、B社、C社及びD社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立人のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給手続が行われたことを意味する「49. 2.-4 脱退」の押印が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月9日から27年7月31日まで  
② 昭和35年3月21日から37年7月5日まで

脱退手当金の確認はがきにより、妻の申立期間①のA社及び申立期間②のB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっていることが分かった。

しかし、妻が脱退手当金を請求したはずはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求したはずはなく、受給していないと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は申立期間②の資格喪失日から約8か月後の昭和38年3月13日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、脱退手当金が支給決定される前の昭和37年12月22日付けで、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額について、社会保険庁(当時)から管轄の社会保険事務所(当時)へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給金額に計算上に誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は既に死亡しており当時の状況を聴取できない上、申立人の夫から聴取しても、申立人が脱退手当金を請求したことは聞いたことがないと述べるほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 3 月 8 日から 44 年 2 月 21 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できるほか、オンライン記録によれば、申立期間の脱退手当金は、同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和44年6月5日に支給決定されており、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、B社に係る前述の被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後14ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した16人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め11人見られ、そのうち7人が資格喪失後6か月以内に支給決定されていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 11 日から 35 年 3 月 1 日まで  
脱退手当金の確認はがきにより、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっていることが分かった。  
しかし、脱退手当金の請求をした記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金はA社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和35年5月12日に支給決定されていることが確認できる。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当時は、通算年金制度が創設される前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金が受給できなかったことから、申立期間での被保険者資格の喪失後、通算年金制度が創設されるまでの間、厚生年金保険の被保険者資格を取得していない申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月 25 日から 41 年 1 月 31 日まで  
② 昭和 41 年 3 月 1 日から 42 年 10 月 31 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社及びB社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

しかしながら、私は、脱退手当金を請求したことも受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給した記憶もないと申し立てている。

しかしながら、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名が確認できる上、記載されている住所は申立人の当時の住所と一致しており、申立人の記名及び押印の確認できる領収証も添付されている。

また、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、いずれも脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、事務処理上も不自然な点は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年7月29日から30年8月10日まで  
② 昭和31年7月20日から32年12月31日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきを送付されてきたところ、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

脱退手当金を請求したこと及び受給した覚えもないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約12か月後の昭和33年12月17日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、いずれも、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 45 年 1 月 15 日まで

私は、昭和 43 年 10 月にA社に入社し、45 年 4 月に退職するまで、正社員の事務員として、同社B営業所及び同社C営業所において勤務していた。

ねんきん特別便の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社における資格取得日が昭和 45 年 1 月 15 日とされていた。

A社においては1年半程度勤務し、申立期間に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、A社への入社日は特定できないものの、申立人は、少なくとも、昭和 44 年秋頃から同社B営業所又は同社C営業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社における申立期間当時の給与事務担当者は、「当時、従業員の入退社が頻繁にあったことから、一定の試用期間を設けており、試用期間中の給与からは厚生年金保険料を控除することはなかった。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に被保険者資格を取得している同僚に事情照会を行い、10 人から回答が得られたものの、自身の同社での厚生年金保険の加入記録に誤りがあると回答した者は見当たらない上、そのうち4人の者は、「A社に入社した当初は試用期間があり、当該期間は社会保険に加入していなかった。」と、上記給与事務担当者と符合する陳述をしている。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人とほぼ同時期にA社に入社した

二人の同僚の資格取得日を調査したところ、いずれも申立人と同じく昭和 45 年 1 月に資格を取得していることが確認できる。

加えて、A 社は、「現在、当社は休業しており、帳簿等も見当たらないため、当時の状況については不明。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認することができなかった。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できなかったほか、A 社の関連会社である D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 大阪厚生年金 事案 11432

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月1日から57年12月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、名称は覚えていないが、A市(B駅付近)に所在したC業種関係の会社に勤務していた期間の記録が無かった。

当該事業所に勤務していた時に、労災事故による障害補償給付を受けていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A市に所在したC業種関係の事業所で勤務し、その時に労災事故による障害補償給付を受けていたと申し立てている。

しかし、当時、A市を管轄していた労働基準監督署は、保存年限が経過しているため、申立人に係る障害補償給付の記録は確認できず、申立てに係る事業所の名称等は不明であると文書回答している。

また、申立期間当時の雇用保険の加入記録は見当たらないほか、当時の住宅地図によりB駅周辺を調査したが、申立人が勤務していたとする事業所を特定できない上、申立人は、当時の事業主及び同僚の氏名も記憶していないことから、これらの者に申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について事情照会することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間において申立人に該当する被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月から 43 年 3 月 26 日まで  
② 昭和 45 年 2 月から 46 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 51 年 7 月 1 日から 55 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち申立期間①、B社で勤務した期間のうち申立期間②及びC社で勤務した申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①は、A社のD営業所でE業務を、申立期間②は、B社のI店でF業務を、申立期間③は、C社でG業務をしていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社が保管する社会保険の管理台帳を見ると、申立人の入社年月日は昭和 43 年 3 月 26 日と記載されている上、雇用保険の加入記録においても、申立人の資格取得日は同日となっており、厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立期間に被保険者記録の有る者 8 人に照会し、回答があった 7 人のうち、4 人は申立人を記憶しているものの入社年月日は不明としており、他の 3 人は申立人を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。

さらに、戸籍の附票により、申立人は、申立期間に含まれる昭和 42 年 6 月 29 日から 43 年 2 月 6 日までH市に住所を定めていたことが確認でき、J市で

勤務していたとする申立内容と符合しない。

申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間のうち、昭和45年11月5日以降の期間にB社で勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は平成19年に解散しており、申立期間当時の事業主も死亡しているため、事業主等から申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立期間に被保険者記録の有る者6人に照会し、回答があった5人のうち、申立人の上司であったとする者は、「申立人を覚えているが、彼は臨時で中途採用された。このような場合、当時はすぐに辞める従業員も多かったので、入社後数か月ないし半年ほどは厚生年金保険に加入させないことがあった。」旨陳述しており、申立期間当時の総務担当者は、「厚生年金保険に加入していない従業員の給与から保険料を控除することはない。」と陳述している。

さらに、前述の6人のうち、雇用保険の加入記録が判明した3人について厚生年金保険の資格取得日を見ると、雇用保険の資格取得日の1か月ないし3か月後であることが確認できる。

申立期間③については、C社の元事業主が「申立人を覚えている。勤務時期ははっきり覚えていないが、C社の従業員として勤務していた。」と陳述していることから、時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、年金事務所の記録において、C社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、前述の元事業主は、「C社は厚生年金保険に加入していなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と陳述しているところ、同人の年金記録を見ると、申立期間当時に国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 1 日から 42 年 1 月 21 日まで

昭和 59 年 3 月頃、国民年金に加入するために社会保険事務所(当時)で自身の厚生年金保険の記録を確認したところ、兄が経営する A 社で勤務した申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 4 月 17 日に支給決定されていることが確認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りも無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、全被保険者数 11 人のうち、女性は申立人を含め 2 人であったことが確認できる上、いずれも脱退手当金の支給記録が有り、資格喪失後 6 か月以内に支給決定されていることが確認できることから、事業主による代理請求の可能性は否定できない。

加えて、受給した記憶がないという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 17 日から 40 年 10 月 3 日まで  
脱退手当金の確認はがきにより、A社における厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。  
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和41年2月7日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる。

さらに、申立人は、A社を退職後、再就職は考えていなかったとしている上、強制加入期間があるにもかかわらず、同社退職後から約6年間国民年金の加入手続を行っておらず、脱退手当金を受給することに不自然さほうがえない。

加えて、受給した記憶がないという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から42年2月28日まで  
年金事務所の記録によると、母がA社で勤務した申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっている。

申立期間の前に母が勤務した会社での厚生年金保険の加入期間については、脱退手当金が未請求であり、申立期間だけを請求するとは考えられないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の子は、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求したはずはなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約8か月後の昭和42年11月6日に支給決定されていることが確認できるところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる上、「生年月日訂正 氏名訂正 42.11.13」と記載されていることから、脱退手当金の請求に当たり同年11月13日に当該訂正が行われたことがうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間と申立期間後で別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月1日から34年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金という制度自体を知らなかったし、請求も受給もしていない。納得がいかないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、脱退手当金の支給決定日（昭和35年4月8日）の約3か月前である昭和35年1月に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険出張所（当時）に回答したことを示す「回答済 35. 1」の記載が確認できる上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄にも、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、上記被保険者名簿を見ると、脱退手当金の支給決定日の7日前である昭和35年4月1日付けで、申立人の氏名の訂正が行われた旨の記載が有ることからすると、脱退手当金の請求に併せて氏名の訂正が行われたと考えるのが自然である。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立



期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 24 年 10 月 31 日頃まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した昭和 17 年頃から 24 年 10 月 31 日頃までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「当社では、過去の人事記録をマイクロフィルムで保管しているが、申立人に関する資料が見当たらないため、申立人が申立期間に在籍していたかどうかは不明である。仮に、在籍していたとしても、厚生年金保険に加入していない者であったことも考えられる。」としている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録の確認できる元従業員のうち、連絡先の判明した 16 人に照会し 7 人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、B健康保険組合にも照会したが、同組合は、「申立期間当時の資料が残っていないため、申立人の勤務実態等については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 1 日から 40 年 1 月 25 日まで

日本年金機構から送付された脱退手当金の受給を確認するはがきにより、A社（現在は、B社）C営業所における被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。

脱退手当金を受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、脱退手当金裁定請求書によると、氏名印欄には申立人の氏名及び押印が確認できるとともに、住所欄には申立人の婚姻前の住所地が記載されているところ、申立期間に係る脱退手当金は、当該裁定請求書に記載された住所地に近い金融機関での隔地払（通知払）となっていることが脱退手当金計算書で確認できることから、脱退手当金の支給通知書は、申立人の当時の住所地宛てに送付され、当該金融機関で脱退手当金が受領されたと考えるのが自然である。

また、上述の裁定請求書によると、事業所の欄にA社C営業所のゴム印が押されていることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日である昭和 40 年 1 月 25 日の前後約 3 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした女性従業員 11 人（申立人を除く）の支給状況を調査したところ、11 人全員に支給記録があり、このうち 9 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されているとともに、そのうちの 1 人は申立人と同じ支給決定日であることから、脱退手当金の請求手続に

ついて、事業主の代理請求の可能性が高いものと考えられ、脱退手当金は支給されているものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人に係る脱退手当金は、A社C営業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和40年5月26日に支給決定されていることが確認できる上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無く、同社に係る上述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 27 日から 42 年 12 月 21 日まで  
日本年金機構からの通知により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間が、脱退手当金支給済みとなっていることを知った。  
申立期間について、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給もしていないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金に係る被保険者資格期間確認証の領収欄によると、申立人がA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 42 年 12 月 21 日から 1 週間後の同年 12 月 27 日に脱退手当金が請求され、43 年 1 月 30 日に法定支給額と一致する額が支給されており、同裁定請求書の氏名欄及び同資格期間確認証の領収欄には、申立人の記名及び押印が確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね 2 年前後）に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした女性従業員 23 人の支給状況を調査した結果、13 人に支給記録があり、このうち申立人を含む 10 人は資格喪失日から約 4 か月以内に支給されている上、上述の受給要件を満たした者のうち、所在が判明した 11 人に対して照会を行い、回答が得られた 4 人のうち 3 人は、いずれも、「退職時に、総務担当者から脱退手当金の説明を受け、受給するか否かについて聞かれ、自身は受給した。脱退手当金の請求手続については、会社の担当者が代理で行っていた。」と陳述していることから、脱退手当金の請求手続について、事業主による代理請求

の可能性がうかがわれる。

さらに、上述の裁定請求書及びA社に係る前述の被保険者名簿の記載内容に疑義は見当たらない上、脱退手当金の支給額は法定支給額と一致しており、同社に係る同被保険者名簿によると、申立人の欄に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を得た。  
しかし、脱退手当金の請求をした記憶はなく、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされていたところ、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和41年6月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 6 日から 47 年 8 月 1 日まで  
年金事務所から脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

当時は、脱退手当金についての知識などなく、申立期間に係る脱退手当金を請求及び受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における被保険者期間に係る脱退手当金については請求及び受給した記憶はないとしている。

しかしながら、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名及び押印が確認できる上、記載されている住所は申立人の当時の住所と一致し、支払金融機関は当該住所地に最も近い郵便局における隔地払（通知払）となっている。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約4か月後の昭和47年11月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあるが、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 12 月 25 日から 30 年 3 月 23 日まで  
② 昭和 30 年 7 月 20 日から 37 年 6 月 26 日まで

厚生年金保険被保険者期間について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

脱退手当金を請求及び受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について請求及び受給した記憶はないとしている。

しかしながら、申立期間の最終事業所であるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている被保険者 103 人のうち、申立人とおおむね同じ時期（昭和 34 年から 40 年まで）に脱退手当金の受給要件を満たし、資格を喪失している女性 17 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 9 人みられ、そのうち 7 人が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格の喪失日から約 5 か月後の昭和 37 年 11 月 22 日に支給決定されているほか、B社に係る上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記載されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答

した年月日である「回答済 37. 9. 8」の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月5日から27年1月26日まで  
年金事務所より脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社（現在は、B社）での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。  
脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に厚生年金保険被保険者記録のある女性108人のうち、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失した49人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は17人であり、そのうち申立人を含めた11人が資格喪失後6か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一となっている受給者が複数組あることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄には、脱退手当金支給に係る記録(支給金額、資格期間及び支給年月日等)が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金は、A社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約2か月後の昭和27年4月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前

であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和36年3月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

## 大阪厚生年金 事案 11445

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 52 年 3 月まで

申立期間当時、私は、A社（後に、B社に商号変更）で勤務していたが、年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、同社における加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のその夫とC市にE社を設立し、後に、同事業所をA社として法人化した。設立当初から厚生年金保険に加入していたはずであると申し立てている。

しかしながら、申立人が勤務していたとするE社、A社及びB社は、いずれも社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、申立人は、「当時の会社の資料は残っていないが、申立期間当時、社会保険事務については、税理士に任せていたので、税理士が厚生年金保険の加入手続を行っていたはずである。」旨陳述しているものの、当該税理士については名字だけの記憶であるため、所在を特定できず、当該税理士から当時の事務手続について確認することができない。

さらに、申立人は複数の同僚を記憶しているものの、当該同僚の所在は特定できず、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除等について確認することができない。

加えて、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、申立期間中の昭和 51 年 8 月に払い出され、申立人は、同年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

一方、申立人は、「申立期間当時の夫は、申立事業所と同じ社名で、現在も継続して事業を行っているはずである。」とも陳述していることから、当該事業所について調査を行ったところ、申立期間当時の申立人の夫を事業主とするA社は、商業登記簿によると、申立期間後の昭和55年6月5日に、申立人が勤務したとする所在地（C市）とは異なる所在地（D市）において、新たに設立していることが確認できるが、当該事業所が適用事業所となったのは同年7月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間に当たる。

また、申立期間当時の申立人の夫は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」旨陳述しており、同人の被保険者記録を見ても、申立期間に係る記録は無い。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する被保険者記録は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 5 日から 45 年 2 月 15 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B営業所にC業務係として勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間以前に同社で短期雇用の季節従業員として勤務していた期間には厚生年金保険被保険者記録がある。

申立期間もA社B営業所においてD業務のため、短期雇用の季節従業員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B営業所における同僚として名前を挙げた者及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立期間当時に被保険者記録のある同僚のうち、所在の判明した13人に照会したところ、9人から回答があり、そのうち3人は、「申立人は申立期間に申立事業所で勤務していた。」旨回答していることから、期間は特定できないものの、申立人は申立期間に同社で勤務していたことが推認される。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の資料は保存されていないため、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。」旨回答しており、昭和45年4月1日から同社B営業所において経理事務を担当していた同僚は、「当時、繁忙期における短期雇用の季節従業員は社会保険に加入させていなかった。加入していない短期雇用の季節従業員から保険料を控除することはなかったと思う。」旨陳述している。

また、A社は、「当時、各年度200人以上の短期雇用の季節従業員を毎年10月に雇用していた。」旨回答しているところ、同社B営業所に係る前述の被保

険者原票において、昭和 43 年 10 月は 244 人の被保険者が資格を取得していることが確認できるものの、44 年 10 月は 3 人、45 年 10 月は 5 人しか資格を取得していないことから、同社 B 営業所は、申立期間である昭和 44 年度以降は、繁忙期における短期雇用の季節従業員のほとんどを厚生年金保険に加入させなかったことが推認される。

さらに、申立期間である昭和 44 年度の 10 月以降に A 社 B 営業所において資格を取得している短期雇用の季節従業員全員には、同社における厚生年金保険の加入記録の前又は前後に、E 社又は F 社における加入記録が確認できる。しかし、当該短期雇用の季節従業員のうち二人は、「E 社からの派遣で冬期間、A 社 B 営業所で働いた。自分たちは派遣の短期雇用者だったので、厚生年金保険に加入していたが、一緒に働いていた他の短期雇用の人は国民年金に加入していたと思う。」旨陳述している。

加えて、申立人が A 社 B 営業所における昭和 44 年度の繁忙期における短期雇用の季節従業員として名前を挙げた同僚二人のうち一人には申立期間当時に被保険者記録があるものの、同人は、「昭和 44 年度は 9 月からの雇用となり繁忙期だけの短期雇用ではなかった。」旨陳述し、残りの一人は申立期間に被保険者記録が無い。

また、A 社 B 営業所に係る前述の被保険者原票を見ると、申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、さらに、同原票の記載内容に不自然な点もうかがえない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 1 日から同年 10 月 11 日まで  
② 昭和 35 年 1 月 7 日から同年 9 月 6 日まで  
③ 昭和 35 年 9 月 9 日から 37 年 8 月 29 日まで  
④ 昭和 38 年 11 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで  
⑤ 昭和 40 年 5 月 5 日から 41 年 11 月 25 日まで

年金事務所の記録では、私がA社（申立期間①及び②）、B社（申立期間③）、C社（申立期間④）及びD社（申立期間⑤）で勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金の請求書に自身の名前及び実家の住所を記載して手続した記憶はあるが、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書に実家の住所等を記載して手続した記憶はあるが、当該脱退手当金を受給していないとしている。

しかし、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱、G」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和42年5月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、前述のとおり脱退手当金裁定請求書に実家の住所を記載した記憶があるとしていることから、申立期間の脱退手当金の請求が行われ、脱退手当金の支払通知書は、申立人の実家の住所地宛てに送付されたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金の受給に関しては、記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間①の前後にあるE社及びF社に係る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、E社に係る被保険者期間については、厚生年金保険被保険者台帳記号番号が申立期間と別番号で管理されていることが確認できること、また、申立人は、「D社で自身がこれまで勤務した事業所名について申告した記憶があるが、E社及びF社については、勤務期間が短期間であり、厚生年金保険の加入もはっきりしなかったので失念した。」旨陳述しており、申立人がE社及びF社に係る脱退手当金の請求を行わなかったことがうかがえることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとはいえない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 1 日から 7 年 7 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、私の A 社での申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額よりも低く記録されている旨の回答をもらった。  
A 社での申立期間における私の標準報酬月額は、当時の最高等級であったにもかかわらず、著しく低額となっているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 4 年 1 月 1 日から 5 年 10 月 1 日までの期間について、当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、申立人については、当初、53 万円と記録されていたところ、同年 5 月 12 日付けで 4 年 1 月 1 日に遡及して 30 万円に減額訂正されていることが確認できるとともに、A 社に係る当該減額訂正処理時点の厚生年金保険被保険者のうち申立人の元妻についても、当初、44 万円と記録されていたところ、申立人と同様に遡及して 20 万円に減額訂正されたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該遡及訂正は、過去の標準報酬月額の定時決定（平成 4 年 10 月 1 日）を超えて行われているほか、当該定時決定が取り消されていることが確認でき、不自然な処理が行われていることが認められる。

しかし、A 社に係る商業登記簿から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A 社に係る不納欠損決議書の経過一覧表から、同社は平成 5 年 1 月から厚生年金保険料を滞納しており、申立人は、保険料の納付計画をめぐり、社会保険事務所（当時）と協議を重ねていたことが確認できる上、申立人は、「業

績悪化により、厚生年金保険料等を滞納したため、社会保険事務所から呼出しを受け、標準報酬月額を訂正するよう指導されたので、遡及して標準報酬月額を訂正する届出を行った。」旨回答していることから、申立人は、同社の代表取締役として、当該期間に係る自らの標準報酬月額の訂正処理に同意していたものと認められ、当該期間に係る同年5月12日付けの処理に関しても、社会保険事務所が代表取締役であった申立人の一切の関与もなしに、無断で行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成4年1月1日から5年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、当該期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成5年10月1日から7年7月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において、30万円と記録されていることが確認できるが、当該記録については遡及訂正された形跡は見当たらない。

また、A社の担当であった弁護士、公認会計士及び経理事務担当者は、「申立人の申立期間における厚生年金保険料等の控除の状況は、不明である。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間のうち、平成5年10月1日から7年7月1日までにおいて、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間のうち、平成5年10月1日から7年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月 1 日から 37 年 1 月 16 日まで  
② 昭和 44 年 8 月 22 日から同年 9 月 13 日まで  
③ 昭和 45 年 1 月 21 日から 47 年 1 月 1 日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、昭和 33 年 10 月 1 日から 37 年 1 月 16 日までの期間（申立期間①）並びにB社及びC社に勤務した期間（申立期間②及び③）に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、D社を退職した時に脱退手当金を受給したことは記憶しているが、申立期間①、②及び③の脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間①に係る脱退手当金は、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和 37 年 2 月 21 日に支給決定されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間②及び③に係る脱退手当金について、脱退手当金裁定請求書を見ると、住所欄には申立人の婚姻後の住所地が記載されている上、当該期間に係る脱退手当金は、当該裁定請求書に記載された申立人の当時の住所地に近い郵便局での隔地払（通知払）となっていることが確認できることから、申立人の脱退手当金の支払通知書は、申立人の当時の住所地宛てに送付され、当該郵便局で脱退手当金が受領されたと考えるのが自然である。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計 11 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期（前後 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した 9 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含めて 5 人であり、うち申立人を含む 4 人が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、C社に係る前述の被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間②及び③に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、E社及びA社（昭和 37 年 4 月 25 日から同年 5 月 10 日までの被保険者期間）に係る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 37 年 6 月 16 日まで  
② 昭和 37 年 6 月 18 日から 38 年 12 月 22 日まで

年金事務所の記録では、私がA社及びB社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済 40.11」という丸印が確認でき、当該内容は、オンライン記録における脱退手当金の支給決定日（昭和 40 年 11 月 26 日）と符合している。

また、申立人は、昭和 38 年 12 月 22 日にB社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、39 年 8 月 \* 日に婚姻により改姓しているところ、当該被保険者台帳（旧台帳）及び申立期間に係る厚生年金保険記号番号払出簿の申立人欄には、婚姻後の名字への氏名の訂正が確認できることから、脱退手当金の請求に伴い氏名の訂正処理が行われたものと考えるのが自然である。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはない上、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 10 日から 35 年 12 月 23 日まで

脱退手当金の確認はがきが送付されてきたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後計6ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した38人（申立人を含む）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は35人であり、そのうち申立人を含む34人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できる上、複数の受給者は、「会社が従業員に代わって脱退手当金の請求手続をしていた。」旨陳述しており、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和36年3月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前にある被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月20日から34年4月12日まで

脱退手当金の確認はがきが送付されてきたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄の前後に氏名が記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した27人（申立人を含む）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は22人であり、そのうち申立人を含む20人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されているとともに、同一支給日である者が確認できる上、上記受給者の1人は、「退職するので手続をしてほしいと言ったところ、会社が全て手続をしてくれた。退職後に厚生年金保険の一時金としてまとまった金額を受け取った。」旨陳述しており、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、A社に係る前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の

喪失日から約2か月後の昭和34年5月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 14 日から 41 年 4 月 21 日まで

脱退手当金の確認はがきが送付されてきたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人の脱退手当金裁定請求書の「はじめて被保険者として使用された事業所」欄及び「最後に被保険者として使用された事業所」欄には、A社の名称及び所在地のゴム印が押されている上、当該請求書には、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和 41 年 4 月 21 日）直後の昭和 41 年 5 月 12 日付けでB市長が交付した申立人に係る戸籍抄本が添付されていることから、申立人の委任に基づき事業主による代理請求が行われたことがうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 7 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、前述の脱退手当金裁定請求書を見ると、過去に被保険者として使用された事業所の名称等を請求者自らが記入する欄には、当該未請求の被保険者期間に係る事業所名等が記入されていないことが確認できる上、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月1日から28年3月10日まで  
② 昭和28年4月1日から35年3月19日まで

脱退手当金の確認はがきを送付されてきたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後計5ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に受給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した9人（申立人を含む）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は5人であり、申立人を含むその全員が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できる上、当該受給者の1人は、「B社では、多数の女性が勤務しており、結婚による退職者が多かったので、社会保険事務の担当者が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」旨陳述しており、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、B社に係る前述の被保険者名簿から、昭和35年6月6日付けで、同社での申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号について、先に払い出されたA社での申立人の記号番号に統一する重複取消処理が行われていることが

確認できるところ、申立期間に係る脱退手当金が同年6月24日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い当該重複取消処理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、B社での申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びA社での申立人の記号番号に係る旧台帳には、それぞれ、脱退手当金が支給決定される直前の昭和35年4月25日付け及び同年5月30日付けで、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済 35. 4. 25」（A社に係る旧台帳）及び「回答済 35. 5. 30」（B社に係る旧台帳）の表示が確認できる。

加えて、B社に係る前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるほか、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 9 月 2 日まで  
② 昭和 37 年 11 月 1 日から 42 年 5 月 11 日まで

脱退手当金の確認はがきを送付されてきたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後計7ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した7人（申立人を含む）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含む4人であり、その全員が資格喪失後4か月以内に支給決定されており、当該受給者の1人は、「B社を退社する時に脱退手当金を受給したことを記憶しており、同社が脱退手当金の請求手続きをしてくれたと思う。」旨陳述していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、B社に係る前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていた申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から

約3か月後の昭和42年7月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 1 日から 35 年 1 月 18 日まで  
② 昭和 35 年 1 月 18 日から 37 年 5 月 15 日まで

A社及びB社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっているとする年金事務所の記録に納得できなかったところ、今回、脱退手当金の確認はがきによる照会を受けた。

私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和37年8月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、B社に係る前述の被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人と同じ日（昭和35年1月18日）に厚生年金保険被保険者資格を取得し、当該事業所での資格喪失後に脱退手当金を受給していることが確認できる同僚は、「当該事業所が脱退手当金の請求を行っていた。」旨陳述していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性は否定できない。

さらに、申立人は、通算年金制度のことは知らなかったと回答している上、オンライン記録から、申立人は、B社での厚生年金保険被保険者資格の喪失後、

昭和38年2月から42年12月までは国民年金の強制加入対象者であったものの、当該期間は国民年金の未加入期間であることが確認できることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。